

## (介護予防) 居宅療養管理指導 運営規程

第1条 矢野医院が実地する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 要介護又は要支援状態にある者(以下「要介護等」という。)に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 矢野医院が実施する居宅療養管理指導等の従業者は要介護等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、新進の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村、地域包括支援センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 矢野医院

2 所在地 富山県射水市本町1丁目13-1

TEL 0766-82-5150

FAX 0766-82-5110

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

#### 1 従業者について

医師 2名 (常勤 2名)

居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供および介護方法について指導・助言利用者家族に対する療養に対する事項の指導・助言を行う。

#### 2 管理者について

常勤の管理者を1名配置する。

### (営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間を次のとおりとする。

1 月、火、水、金、土曜日 8:40~18:00

2 木曜日 8:40~12:00 日曜日、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月30日から1月3日)及びお盆、当地祭礼(10月1日)を除く。

### (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は射水市(旧新湊市街地)高岡市(牧野、中曾根、姫野地区)とする。

### (利用料その他費用の額)

第8条 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

1 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣定める基準の額とし、居宅

療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の負担割合とする。なお算定基準が改正された場合、利用料も自動的に改訂され、改定後の利用料を適用日より算定する。

(事業内容)

第9条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 指定居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を探求する。
- 3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(苦情処理)

第10条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

(事故処理)

第11条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該当利用者に係る居宅介護支援事業者に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(秘密保持)

第12条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならぬ。

(虐待の防止に関する事項)

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(従業者の研修)

第16条 事業者は全ての従業者に対し従業者の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年に1回以上実施

(記録の整備)

第17条 事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (2) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (3) 苦情の内容等に関する記録
- (4) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は平成12年4月1日から施行する。

令和6年4月1日改定

令和8年1月1日改定